

# 第109期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時**  
2021年6月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

**開催場所**  
東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
**日本橋高島屋三井ビルディング 30階ホール**  
(ご来場の際は、69頁～70頁の会場ご案内図をご参照いただき、  
お間違いのないようご注意願います。)



東海東京フィナンシャル・ホールディングス

証券コード：8616

## 目次

株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第109期定時株主総会招集ご通知	3
(株主総会参考書類)	
(会社提案)	
<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件	9
<b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任の件	10
<b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役1名選任の件	17
<b>第4号議案</b> 取締役賞与支給の件	20
<b>第5号議案</b> 当社及び子会社の取締役・使用人 に対しストック・オプションとし て新株予約権を発行する件	20
(株主提案)	
<b>第6号議案</b> 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）4名解任の件	24
(添付書類)	
事業報告	26
連結計算書類等	47
監査報告書	51
ご参考	59
株主総会会場ご案内図	69
インターネットによるライブ配信のご案内	

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会  
当日のご来場を見合わせ、インターネットまたは郵送  
による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・本年は、«インターネットによるライブ配信»に  
より株主総会の模様をご視聴いただけます（裏表  
紙ご参照）。
- ・ご来場される場合は事前登録制（抽選）となります。  
別紙の事前登録のご案内をご参照ください。
- ・お土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株主の皆さんへ



株主の皆さんには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年2021年、私たちが取り組む経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」は最終年度を迎えます。2021年3月期の業績は、東海東京証券が着実に収益を伸ばし、高木証券合併や提携合併証券を通じて顧客基盤が拡大し、出資先も順調に業績を上げるなど、当社グループ戦略が奏功し、収益力の回復を示すものとなりました。

また、当社独自のデジタライゼーション戦略の実現に向けた準備を加速する中、その先進的な取り組みが評価され、2020年8月に経済産業省より、当社が「DX注目企業2020」に選定されました。

経営計画の達成に向けては、東海東京証券を中心としたグループ事業の収益力強化により一層注力するとともに、変化し続けるビジネス環境で勝ち抜くために、新たなビジネスモデルの創生として、デジタル戦略の他、富裕層ビジネスの発展・拡大、地方金融機関との多様な事業連携、スマホ専業証券の開業およびプラットフォーム機能提供による事業会社ネットワークの取り込みなどを推進することにより、独自性のある総合金融グループとして、さらなる成長を目指してまいります。

また、「地域経済」の活性化や、二酸化炭素の排出量を減らすなどの「環境保全」への取り組みを主とし、SDGs活動をより一層積極的に実践してまいります。

昨年10月1日にグループ誕生20周年を迎えた当社グループに対し、今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長  
最高経営責任者 石田 建昭

# 経営理念 Management Philosophy

経営理念(目指す姿・使命・行動指針・キャッチフレーズ)

の全体像



## Our Vision

### 私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役社員が一丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

## Our Mission

### 私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。

当社グループは、次の使命を持っています。

**Customer :** お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

**Global :** 時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベティブな企業グループであり続けます

**Region :** 地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

**Employee :** 社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、さらさら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

**Trust :** 時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

## Our Action

### 私たちの行動指針

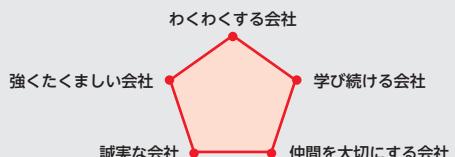
私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

## Catchphrase

### キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです。



証券コード 8616  
2021年6月3日

## 株主各位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 最高経営責任者 石田建昭

## 第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**株主様の健康状態にかかわらず可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（5頁～7頁）をご参照のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1. 日 時** 2021年6月25日（金曜日）午前10時

**2. 場 所** 東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング 30階ホール  
(ご来場の際は、69頁～70頁の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意願います。)

**3. 目的事項**

- 報告事項**
1. 第109期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第109期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

## &lt;会社提案&gt;

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
 第4号議案 取締役賞与支給の件  
 第5号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

## &lt;株主提案&gt;

- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名解任の件

以上

## ◎インターネットライブ配信のご案内

本年は、インターネットのライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただけます（裏表紙ご参照）。

## ◎ご来場される場合の事前登録のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、本年も当社株主総会のご出席に関しましては、事前登録制とさせていただきます。出席を希望される株主の皆様は、同封の「来場を希望される株主様への事前登録のご案内」をご確認のうえ、事前登録をお願いいたします。

○本書類には、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

- (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
- (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

○株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに、修正掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>


## 議決権行使方法についてのご案内

議案の内容は株主総会参考書類（9頁～25頁）をご参照ください。

## ▶インターネット



スマートフォン等により**議決権行使書用紙のQRコード**を読み取るか、  
**議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)**に  
アクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」  
及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力  
ください。

行使期限

2021年6月24日 (木) 午後5時10分 受付分まで

詳細は6頁をご覧ください

### ▶ 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

第2号議案及び第6号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2021年6月24日 (木) 午後5時10分 到着分まで

詳細は7頁をご覧ください

▶ 事前登録後の抽選に当選し株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

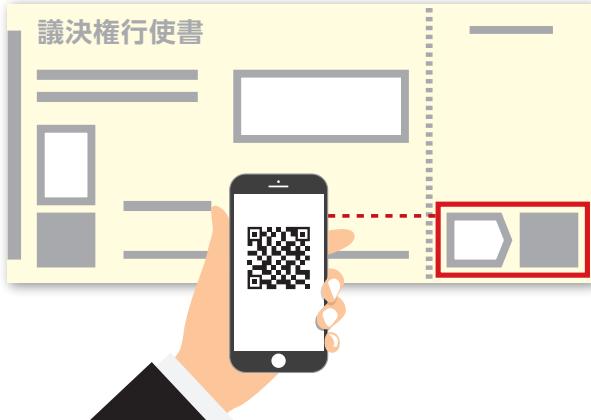
当社ではクールビズを実施しております。そのため当社社員も軽装で対応させていただきますので、ご了承ください。会場地図は69~70頁をご覧ください。

株主総会開催日時 ➤ 2021年6月25日（金）午前10時

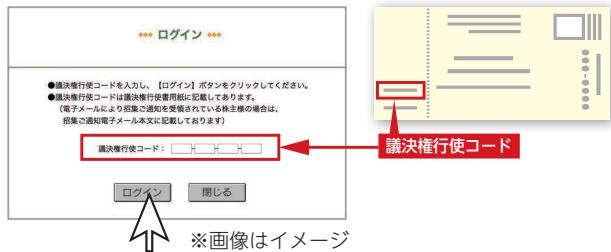
詳細は別紙をご覧ください

## インターネット等による議決権行使のご案内

### スマートフォンによる議決権行使



### パソコンによる議決権行使



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

下記ウェブサイトにアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

#### 議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使  
<https://www.web54.net>

#### ■ご留意いただく事項

インターネット等により複数回議決権行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

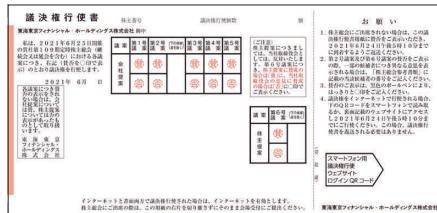
なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 書面による議決権行使のご案内

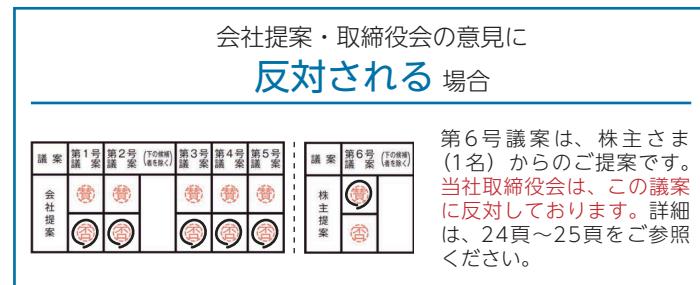
### 議決権行使書の記載例

同封の議決権行使書に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（9頁～25頁）をご参照ください。



※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があつたものとして取り扱います。

※ 第2号議案及び第6号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。



### ■お問い合わせ先について

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)

(2) 上記(1)以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

### ※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

〈メモ欄〉

# 株主総会参考書類

---

## 議案及び参考事項

<会社提案 (第1号議案から第5号議案まで)>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対して安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記の方針を勘案するとともに、当社グループが昨年10月1日に誕生20周年を迎えたことを記念いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株8円（普通配当6円、記念配当2円）を含め、合計1株22円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 14円（普通配当12円、記念配当2円）

総額 3,477,093,214円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任	いし	だ	たて	あき	石田建昭	代表取締役社長 16回中16回出席
2	新任	ごう	だ	いち	ろう	合田一朗	— —
3	新任	やま	ね	ひで	あき	山根秀昭	— —
4	新任	なか	やま	つね	ひろ	中山恒博 社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員) 12回中12回出席※
5	再任	ふじ	わら	ひろし	洋	藤原洋 社外取締役 独立役員	取締役 16回中16回出席

※2020年6月25日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

候補者番号

1

いし だ たて あき  
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

普通株式 458,500株

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における  
指名・報酬委員会への  
出席状況

7回中7回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年 4月 (株)東海銀行入行
- 1992年 4月 欧州東海銀行頭取
- 1994年 6月 (株)東海銀行取締役
- 1996年 6月 同行常務取締役
- 1998年 6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
- 2001年 4月 欧州東海銀行会長
- 2002年 4月 UFJインターナショナル会長
- 2003年 4月 同社社長
- 2004年 5月 当社顧問
- 2004年 6月 当社代表取締役副社長
- 2005年 3月 当社代表取締役社長
- 2006年 6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）（現任）
- 2009年 4月 東海東京証券(株)代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）
- 2019年 4月 東海東京証券(株)取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役
- (株)名古屋証券取引所 取締役
- 一般財団法人東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを發揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・見識を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ごう だ いち ろう  
合 田 一 朗

1968年8月24日生



新任

#### ■ 所有する当社株式の種類 及び数

普通株式 39,700株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1992年 4月 (株)三和銀行入行
- 2007年 8月 住友信託銀行(株)入行
- 2012年 1月 東海東京証券(株)市場開発部付部長
- 2015年 4月 当社戦略企画部長
- 2016年 4月 当社執行役員戦略企画部長
- 2017年10月 当社執行役員戦略企画グループ副担任
- 2018年 4月 東海東京証券(株)常務執行役員  
企画・管理本部長 (内部管理統括責任者)
- 2018年 5月 当社常務執行役員特命担当
- 2019年 1月 東海東京証券(株)常務執行役員  
企画・管理本部長 兼 企画部長
- 2019年 4月 同社代表取締役社長 兼 営業統括ユニット長
- 2020年 5月 同社代表取締役社長 (現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役 (2021年6月25日に就任予定)
- エース証券(株) 取締役 (2021年6月29日に就任予定)

#### ■ 取締役候補者とした理由

合田一朗氏は、当社子会社である東海東京証券において2019年4月より代表取締役社長に就任しており、経営者としての経験・見識を培ってまいりました。当社及び当社グループにおいて事業戦略部門や企画管理部門等の幅広い業務に従事していた経験から、当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

やま  
ね  
ひで  
あき  
山根秀昭

1962年8月7日生



新任

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

普通株式 68,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 (株)東海銀行入行
- 2001年 2月 同社企業開発部金融開発室長
- 2004年 7月 (株)UFJ銀行事業開発部次長
- 2005年 5月 東海東京証券(株)企業金融本部付部長
- 2005年 9月 同社投資銀行企画部長 兼 投資銀行営業推進部長
- 2010年 4月 当社総合企画部長
- 2011年 5月 東海東京シンガポール取締役社長
- 2013年 4月 当社執行役員ビジネス戦略グループ副担任
- 2015年 4月 東海東京証券(株)常務執行役員  
マーケット営業推進本部副本部長 兼 プロダクト部門長
- 2017年 4月 同社専務執行役員グローバル・マーケットビジネスユニット長
- 2018年 6月 (出向) エース証券(株)副社長執行役員
- 2019年 4月 東海東京証券(株)代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

山根秀昭氏は、2019年4月より当社子会社である東海東京証券の代表取締役会長に就任しており、当社及び当社グループにおいて投資銀行、海外現地法人、マーケット部門等の多岐に渡る業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ  
中山 恒 博

1948年1月20日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数  
(本総会終結時)

3年

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

12回中12回出席※

■ 当事業年度における  
監査等委員会への出席状況

10回中10回出席※

■ 当事業年度における  
指名・報酬委員会への出席状況

5回中5回出席※

※2020年6月25日就任以  
降に開催された取締役会  
等への出席回数です。

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1971年 4月 (株)日本興業銀行入行  
 1999年 6月 同行執行役員 営業第一部長  
 2000年 9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員  
 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員  
 2004年 4月 同行取締役副頭取  
 2007年 4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問  
 2007年 5月 同社代表取締役会長  
 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長  
 2009年 3月 同社代表取締役会長 兼 社長  
 (兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表  
 2010年 7月 メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長  
 2017年 6月 同社取締役  
 2017年 7月 同社特別顧問  
 2018年 6月 当社取締役  
 2019年 6月 三井不動産(株)取締役 (現任)  
 2020年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・見識は高く評価されているところであります。大手銀行および証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

## ■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

ふじ わら  
藤 原ひろし  
洋

1954年9月26日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数  
(本総会終結時)

2年

■ 当事業年度における  
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1977年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 1977年12月 日立エンジニアリング(株)入社
- 1985年2月 (株)アスキー入社
- 1987年2月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・テクノロジーズ出向  
取締役研究開発本部長
- 1988年9月 米国ベル通信研究所 (Bellcore) 訪問研究員
- 1993年3月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・ラボラトリーズ出向  
常務取締役研究開発本部長
- 1993年6月 (株)アスキー取締役
- 1996年4月 慶應義塾大学理工学部客員教授
- 1996年12月 (株)インターネット総合研究所設立 代表取締役所長 (現任)
- 2012年4月 (株)ブロードバンドタワー代表取締役会長 兼 社長 CEO (現任)
- 2017年12月 (株)チェンジ取締役 (現任)
- 2018年6月 (株)スカパーJSATホールディングス取締役 (現任)
- 2019年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- (株)ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO
- (株)チェンジ 取締役
- (株)スカパーJSATホールディングス 取締役
- (株)インターネット総合研究所 代表取締役所長

■ 社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

藤原洋氏は、システム関連の企業経営者として長年務められており、その実績・見識は高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験とシステム関連についての高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

藤原洋氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博、藤原洋の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要是以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。  
(保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。)  
なお、各候補者の任期途中である2021年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

**第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件**

監査等委員である取締役の中山恒博氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）就任のため、本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任いたします。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案については、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会 及び監査等委員会への出席状況
新任 いけだあやこ 池田綾子	社外取締役 独立役員	—

## 候補者

いけ だ あや こ  
池田 綾子 1959年12月5日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類  
及び数

0株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会 原後法律事務所（現 原後綜合法律事務所）
1990年 1月	米国ステップトート・アンド・ジョンソン法律事務所
1991年 4月	ニューヨーク州弁護士資格取得
1992年 9月	濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）（現任）
2002年 4月	司法研修所教官（民事弁護担当）
2006年 4月	日本弁護士連合会事務次長
2015年 4月	日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会副会長

## ■ 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所 弁護士

## ■ 社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

池田綾子氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。企業の業務執行にあたった直接の経験は有しておりませんが、官公署において数多くの委員を務められており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

## ■ 独立性

池田綾子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、池田綾子氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要是以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないとき有限るものとする。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、候補者が取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。  
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。  
(保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。)  
なお、候補者の任期途中である2021年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

## 第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の当社の業務執行取締役3名に対し、事業報告42頁「⑤ 取締役の業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおり、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額57,092,000円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

## 第5号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告42頁「⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認されると、そのうち本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役3名となる予定です。

### (1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

### (2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,500個を上限といたします。また、本件新株予約権を使用することにより交付される当社普通株式の数は、150万株（発行済株式総数比約0.58%）を上限といたします。

ただし、後述の（4）①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

### (3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

### (4) 本件新株予約権の内容

#### ① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000 株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

## ② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、5年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(二) 新株予約権を使用することができる期間

上記③に定める本件新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の

いずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定します。
- (ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
- (ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由  
下記⑦及び⑨に準じて決定します。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。
- ⑦ 本件新株予約権の取得事由  
吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑧ 本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- ⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。
- (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
- (ⅰ) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- (ⅱ) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- (ⅲ) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

## <株主提案>

第6号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は380個（議決権比率0.015%）であります。

本議案の「提案理由」は、形式的な修正を除き、事実認識に関する記載を含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名解任の件

#### 1. 提案内容

- (1) 取締役副社長 川 本 公 英 氏を解任する。
- (2) 取締役副社長 佐 藤 昌 孝 氏を解任する。
- (3) 取締役 水 野 一 郎 氏を解任する。
- (4) 取締役 藤 原 洋 氏を解任する。

#### 2. 提案理由

##### (1) 取締役副社長 川 本 公 英 氏 解任理由

- ① 2018年度3月期の1株配当は38円。2019年3月期は16円となり。ついに2020年3月期は8円と大きく落ち込んだ。株主に対する低配当の責任の件。
- ② 2019年度から営業利益は落ち込み8年ぶりの赤字決算を計上した責任。
- ③ 近年の株価下落の責任が取締役として経営責任の件。
- ④ 一人のトップが約16年に亘り君臨する時代を作った責任の件。
- ⑤ 売上高2020年3月期61,694百万円は過去5年間で最低。売上総利益48,382百万円過去5年間で最低。以上の列挙はグループ最高情報責任取締役として経営責任の件。

##### (2) 取締役副社長 佐 藤 昌 孝 氏 解任理由

- ① 2016、2017、2018、2019、2020年の5年分の比較（通期の現預金等、利益剰余金、売上合計、当期純利益、総資産利益率（ROA））は2018年度が一番。その中で営業CFの2019年度が一番ひどく、その原因是東京本店移転に絡んだ莫大な移転等の費用負担といえる。戦力的に投下した費用対効果は薄く株主は、影響をもろに受け株価低下、配当低下をもろに受けている。2019年度の営業CF（-72,751百万円）の全貌に対する株主説明が不十分である件。
- ② 株価低迷と低配当を招いた責任は総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌の経営責任はコロナだけの影響とは言えず戦略的責任の件。

##### (3) 取締役 水 野 一 郎 氏 解任理由

- ① 一人のトップが約16年に亘り君臨する時代を作った責任。

- ② 当期純利益2020年3月期から2016年3月期の過去5年間を見ると2016年度（12,424百万円）2017年度（11,991百万円）2018年度（25,397百万円）2019年度（1,079百万円）2020年度は（2,763百万円）とある。企業の内部留保が社会問題になっている昨今、株主は毎年低配当、低株価で苦しみ続けている。本店移転等に莫大な浪費をするシステムは株主として納得できない。バランスの良い会社経営を希望する。取締役会議長として手腕を発揮して貰いたい。出資者（株主）が納得いくバランス経営がない件。
- ③ 長年の事業経営の経験を活かし、総合的見地からの改革は全く見えず、コーポレート担当役員としての実績が皆無である。一人の長期的政権を黙認してきた責任の件。
- (4) 取締役 藤原 洋 氏 解任理由
- ① 2018年度3月期の1株配当は38円。2019年3月期は16円となり。ついに2020年3月期は8円と大きく落ち込んだ。株主に対する低配当の責任の件。
- ② 一人のトップが約16年に亘り君臨する時代を作った責任の件。
- ③ 数々の履歴、経歴がまだ当社の株価、配当に全く反映されていない。また当社グループは、子会社27社及び関連会社12社で構成されている。しかし、従業員2534名（424名）等であっても世界経済は全く予断を許さない情勢である。株価低下と配当金低下は会社の規模には関係なく、役員の経営戦略が良ければ高株価・高配当も実現出来るのである。今期も会社構造改革は期待はずれに終わり、業績と本格的経営戦力が全く実っていない件。
- ④ 企業の内部留保が社会問題になっている。2021年3月1日改正会社法が施行された。費用対効果に照らし役員報酬が不透明だった件。

## 【第6号議案に対する取締役会の意見】

### 1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

### 2. 反対の理由

取締役副社長 川本公英、取締役副社長 佐藤昌孝、取締役 水野一郎、取締役 藤原 洋の4氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などの点において、当社グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会は同4氏を当社の取締役として適任と判断しており、同4氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同4氏を当社の取締役として適任と判断しており、同4氏の解任に反対しております。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動自粛の影響を受け、4-6ヶ月期の実質GDP成長率が過去最大の落ち込みとなりました。しかし、その後は世界的な経済活動再開の動きや、政府による経済支援策の効果、新型コロナワクチンの接種開始などを背景に、景気は改善の動きを強めています。そうした中、3月調査の日銀短観では21年度の設備投資に前向きな計画が示されました。今後は先送りされていた設備投資が再開し、日本経済を押し上げるものと思われます。

海外の経済も、コロナ禍による経済活動抑制の影響から、2020年前半（1-6ヶ月）には大半の国が景気後退（2四半期連続でのマイナス成長）に陥る展開となりました。しかし、その後は経済活動の段階的な再開や主要国政府・中央銀行による強力な景気支援策などを背景に、概ね順調な回復を続けています。

株式市場は、日経平均株価が4月に18,600円台で始まった後、主要国での景気支援策や経済活動再開の動きなどを背景に上昇基調を継続、6月初旬には23,000円台を回復しました。その後は4-6ヶ月期の企業業績悪化等を受けて上値の重い展開となりましたが、11月の米大統領選通過によって政治的不透明感が後退するとリスクオンの流れが加速、年明け2月には日経平均が30,000円台を回復しました。しかし、それ以降は企業業績改善期待が下値を支える一方、海外比でのワクチン接種の遅れ等が嫌気されたことで、日経平均は28,000円から30,000円水準でのレンジ取引を継続、最終的に3月末の日経平均株価は29,100円台で取引を終えました。なお、当連結会計年度の東証1部の1日当たり平均売買代金は2兆8,090億円となり、前年度の2兆6,097億円を上回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月にマイナス0.005%で始まった後、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒感から、4月28日には期中最低のマイナス0.055%まで低下しました。その後はプラス圏に浮上し、年末にかけては概ねゼロ～プラス0.05%のレンジ内で推移しましたが、米長期金利の急伸を受けて2月には期中最高のプラス0.175%をつけました。3月に入ると米長期金利の上昇が一服したため、3月末はプラス0.12%に低下して取引を終えました。

為替市場では、ドル円が4月に1ドル107円台で始まると、F R B（米連邦準備制度理事会）の強力な資金供給策によるドル余剰感からドル売りが強まり、年明け1月には期中安値の102円台まで下落しました。しかし、バイデン政権の大型経済対策による米国経済の早期回復期待やインフレ見通しの上昇から米長期金利が急伸するとドル円は急反発し、3月末は期中高値の110円台で取引を終えました。

当社グループは、10月1日に「グループ誕生20周年」を迎える（2000年10月、東京証券株式会社と東海丸万証券株式会社との合併により東海東京証券株式会社（以下、「東海東京証券」。）が誕生いたしました。）、コーポレートスローガン「未来をつなぐ、心をむすぶ」を新たに制定しました。当社が進める地方銀行との新しい提携や、あらゆるノウハウの柔軟な連携で未来の金融業界をリードしつつ、お客様との信頼の絆を大切にすることにより、引き続きお客様一人ひとりの心に寄り添ってまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタライゼーションの進展、フィデューシャリー・デューティーへの対応、働き方改革への取り組み、国内外のマーケットの変調、お客様のニーズの多様化、システムの高度化などに係る高コスト化、また証券ビジネスへの異業種からの参入による競争激化等、目まぐるしく変化しています。当社グループは本年4月から中期経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」（以下、「本経営計画」。）の最終年度を迎え、中核証券会社である東海東京証券の収益力の強化・安定化と4つのグループ未来戦略（①オルクドールソサエティ、オルクドールエコシステム、②地銀サポートプログラム、③東海東京デジタルワールド、④グレート・プラットフォーム）を重点施策と位置付けて実現に向けて加速し、グループ一丸となって本経営計画で掲げたKGⅠ達成を目指してまいります。

（注）本経営計画におけるKGⅠ

自己資本利益率（ROE）10%、経常利益300億円、グループ預かり資産10兆円。

当社グループでは、事業環境の変化のスピードに適時適切に対応するための機構改革を実行しております。5月にグループにおけるデジタライゼーション戦略の加速・強化を目的として「デジタル戦略グループ」を、また現提携銀行を含めた地方銀行（第二地方銀行を含む）の多様なニーズをサポートし、当社グループのグレート・プラットフォーム機能をより広範に提供していくため「グレート・プラットフォーム事業推進部」を新設しました。2021年4月には同部を改編し、提携地銀以外の地方金融機関に対する地銀サポートプログラムの推進を目的にした「金融法人ソリューション推進部」を設置、また、富裕層のメンバーシップクラブであるオルクドールを起点とした独自のソサエティの形成と運営、金融・非金融を含めた多彩なサービスを提供するエコシステム化を推進する「ニュービジネス推進部」を設置しました。東海東京証券では、グローバル・マーケットカンパニーにおける法人営業強化、マーケット部門とプラットフォーム部門における機能の整理・明確化及び地域金融機関ビジネスの拡大と深耕と、ウェルスマネジメントカンパニーにおけるソリューション営業支援の強化を目的に機構改革を行いました。

加えて、「持続可能な開発目標（SDGs）」に対する当社グループ全体での取組みを推進する体制として「SDGs推進部」を設置（5月）しました。当社グループは、国際連合が提唱するSDGsの趣旨に賛同し、その達成に向けた取組みを推進するため、9月に「SDGs宣言」を制定し、経営理念である「金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献する」事業活動を通じて常にイノベーティブであるとともに、地域・人・地球環境を大切にし、持続可能な社会の実現を目指すことを公表しました。同時に当社グループのSDGsに関する優先すべき重要課題として、1. 健康、2. 教育と働き方、3. 金融イノベーション、4. 地域経済、5. 環境保全を掲げ、東海東京証券が、10月に東京都が発行する「東京グリーンボンド」の引受けにおいて共同主幹事を務めることに加え、海外金融機関が発行したグリーンボンドの販売を担い、1月には、「日本学生

支援債券（JASSO ソーシャルボンド）」の引受けにおいて共同主幹事を務めました。当社グループは、グリーンボンド、ソーシャルボンドの販売活動を通じて「環境保全」に積極的に取り組みながら、SDGsの達成に貢献してまいります。また、「健康」促進の観点からは、従来、当社は積極的にアスリート社員を採用することを通して、社会におけるスポーツ支援と当社グループの社員の健康増進に継続して取り組んでおります。今年度も新たに2名を内定しました。こうした健康経営の実践が評価され、当社は、経済産業省と日本健康会議による「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に2年連続で認定されております。

その他、グループにおけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策を強化するために「マネー・ローンダーリング統括部」を新設し、リスク管理レベルの向上に努めております。

事業面では、2020年1月に設立、4月に発足した一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会へ東海東京証券が委託正会員として入会しました。顧客本位の業務運営を徹底することで、お客様の信頼を高め、個人の安定的な資産形成にさらに貢献できるよう、同協会に対し継続的に支援を行ってまいります。

また、株式会社格付投資情報センターによる「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」において、前回格付の「A+」から上位レベルの「S」に認定いただきました。

当社グループが推進するデジタル戦略の一環として、お客様への充実したサービスのご提供を目指しデジタル証券取引サービスの開発を進めており、6月に日本国内でデジタル証券取引所の運営を目指すHash Dash株式会社を子会社に有するHash Dash Holdings株式会社へ資本出資しました。7月より日本の不動産を証券化し、シンガポールのセキュリティ・トーケン（以下、「ST」）取引所であるiSTOXへの上場に向けた実証実験を行っております。当社は一般社団法人日本セキュリティトーケン協会（任意団体）に、東海東京証券は一般社団法人日本STO協会（自主規制団体）に正会員として加盟し、日本国内でのST販売の準備を進めております。

また、当社グループによる先端的なデジタル戦略への取組みやテレワークのためのインフラ整備促進などが、経済産業省より、デジタル技術を前提として、ビジネスモデル等を抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていく「デジタルトランスフォーメーション（DX）」に取組む企業として評価され、8月に「DX銘柄2020」の「DX注目企業2020」に選定されました。

更に、当社は、地域通貨をはじめとしたブロックチェーンを活用したデジタル通貨のプラットフォームを開発・運営するDigital Platformer株式会社と3月に業務提携いたしました。当社グループは本経営計画の中で、他の金融グループと一緒にを画す独創的な経営戦略として有力地方銀行や大手事業会社、そして多くのIFAC業者とのアライアンスをベースとしたグレート・プラットフォーム戦略を展開しておりますが、Digital Platformer株式会社との提携により、将来においては「デジタル通貨（地域通貨）」の発行と流通、決済をプラットフォーム機能に加えることが可能となり、最先端のFinTechソリューションを各種融合させた「東海東京デジタルワールド」をより多くのお客様にご活用いただき、地方活性化・地方創生に貢献する新しい金融ビジネスモデルの実現を目指してまいります。

当社グループの新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、お客様並びに役社員の健康・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を優先した業務運営を心掛けております。営業店舗の業務は継続しておりますが、密な業務環境を避けるために、社員の時差出勤の推進及びテレワーク勤務等を実施しております。

対面営業証券ビジネスを取り巻く環境は、市況変動の影響や手数料無料化の動きなどもあり、今後ますます厳しさを増していくことが想定される一方、本経営計画の最終年度を迎え、KGI達成に向けた喫緊の課題として、リテール営業の生産性をより向上させていく必要があります。こうした中、東海東京証券では、新たな働き方に対応した「効率的な店舗運営」と「機動的な顧客対応」を実現する店舗体制を追求しており、その一環として関西地区の拠点である大阪支店及び梅田支店の再編を行いました。新しい効率化へのチャレンジとして、梅田支店のサテライト店舗化によるオフィスの軽量化（賃料や運営コストの削減）、FMC化（固定電話と携帯電話の融合）を実施しております。

3月、当社は、エース証券株式会社へのTOB（株式公開買付け）を終了し、同社及び同社の子会社である丸八証券株式会社が当社の子会社（2021年4月16日付）となりました。本TOBは、本経営計画で掲げる6つの戦略テーマの中の「同業他社M&A」及び「大都市圏」というテーマに則しております。

3月、当社及び東海東京証券は代表取締役の異動を内定しました。代表取締役の異動は後継者育成計画（サクセッションプラン）の一環として行うものであり、外部専門家や社外取締役の意見、指名・報酬委員会での議論に基づいております。本異動は第109期定時株主総会及びその後の取締役会の決議により正式に決定される予定であります。

## 当社グループの経営成績の概況

営業収益	69,362百万円 前期比12.4%増加
純営業収益	67,041百万円 前期比12.2%増加

経常利益	12,548百万円 前期比1,691.9%増加
親会社株主に帰属する当期純利益	9,094百万円 前期比229.1%増加

### 受入手数料

当連結会計年度の受入手数料は前期比6.9%増加し311億73百万円を計上いたしました。

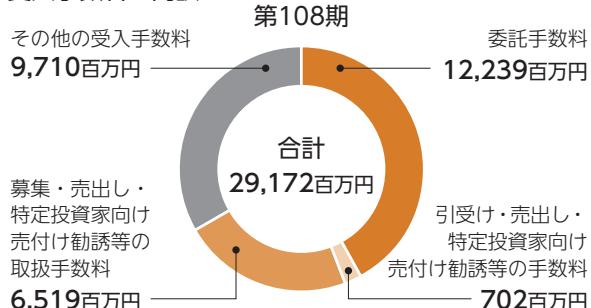
#### ① 委託手数料

当社の主要子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は31.2%増加し34億54百万株、株式委託売買金額は37.1%増加し6兆1,206億円となる中、個人投資家の売買金額が26.3%増加し1兆8,197億円となり、当社グループの株式委託手数料は21.0%増加し135億31百万円を計上。委託手数料全体では13.9%増加し139億36百万円を計上いたしました。

#### ② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は公募・売出しの引受け高の増加により286.6%増加し7億49百万円を計上いたしました。また、債券は35.7%減少し3億27百万円を計上。引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では53.2%増加し10億76百万円を計上いたしました。

#### 受入手数料の内訳

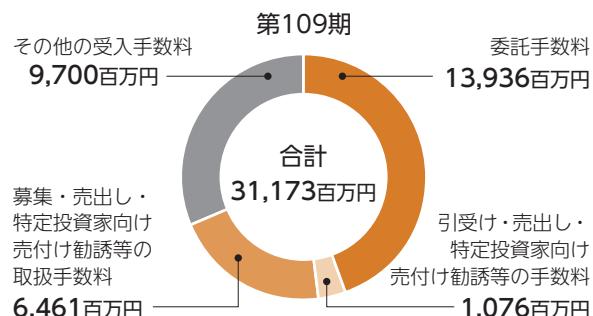


#### ③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、個人向けを中心とする投資信託の販売額はほぼ横ばいとなり0.7%減少し64億50百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では0.9%減少し64億61百万円を計上いたしました。

#### ④ その他の受入手数料

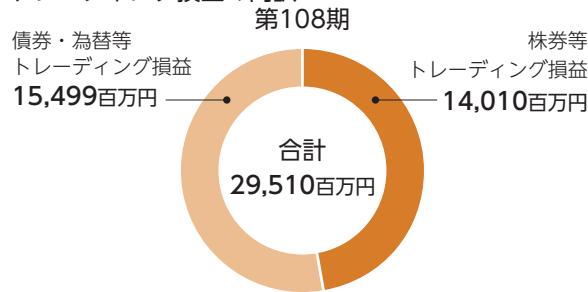
投資信託の代行手数料は8.7%減少し36億47百万円、保険手数料収入は1.1%増加し32億3百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では0.1%減少し97億円を計上いたしました。



## トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、主に国内株式及び外国株式の売買の増加並びに、外国投信の評価益等により59.7%増加し223億69百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は、外貨建債券や仕組債の売買が増加する一方、国内株式のヘッジ手段であるエクイティスワップの損益が減少したため24.9%減少し116億39百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は15.2%増加し340億8百万円の利益を計上いたしました。

### トレーディング損益の内訳



## 金融収支

当連結会計年度の金融収益は38.8%増加し41億80百万円を計上いたしました。また、金融費用は20.5%増加し23億21百万円を計上し、差引の金融収支は71.3%増加し18億58百万円の利益を計上いたしました。

### 第109期



## 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は支払手数料の減少のほか、コロナ禍での移動自粛による出張費や、大型イベントの中止による広告宣伝費の減少により10.3%減少し102億10百万円となり、人件費は業績運動報酬が増加したものの、在宅勤務などによる時間外手当の減少などにより1.2%減少し275億1百万円。事務費は前連結会計年度の子会社における合併や提携合弁証券への事業譲渡に紐づくシステム運用費やデータ移行費用の剥落により10.1%減少し67億56百万円となるなど、コロナ禍での事業環境の変化と、継続した固定費の削減により、結果、販売費及び一般管理費は4.6%減少し578億8百万円を計上いたしました。

## 営業外損益

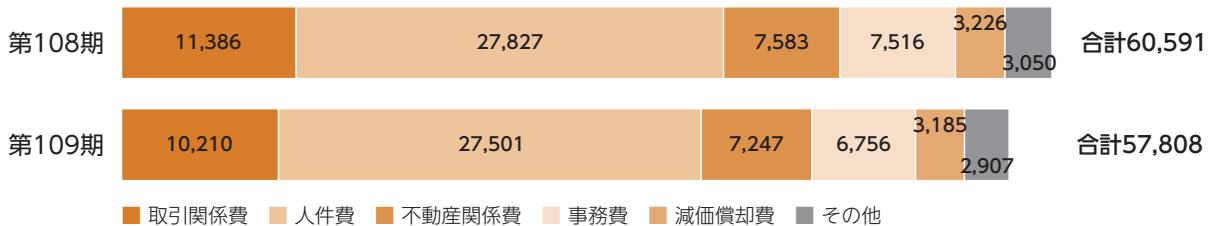
当連結会計年度の営業外収益は、受取配当金が2.3%減少し6億30百万円となった一方、持分法による投資が利益に転じ15億91百万円となり、投資事業組合運用益が16.4%増加し5億30百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は87.0%増加し36億86百万円を計上いたしました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損が31.0%増加し2億87百万円となったものの、持分法による投資が利益に転じたことなどにより、営業外費用の合計は16.9%減少し3億71百万円を計上いたしました。

## 特別損益

当連結会計年度の主な特別利益は、負ののれん発生益1億93百万円と新株予約権戻入益を1億1百万円を計上いたしました。

### 販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)



## ② 対処すべき課題

### ① 東海東京証券の収益力強化・安定化

- ・市場部門／月間営業収益30億円体制の確立、商品組成力・供給力の強化、  
金融法人・非金融法人との取引フロー増強、  
提携合併証券・プラットフォーム先等とのネットワーク深化
- ・個人営業部門／富裕層取引の強化（預かり資産増強）、多様なニーズに即した商品提供、  
ソリューション提案力の強化
- ・投資銀行部門／IPOビジネスの強化、スタートアップ支援団体等との連携、  
提携地方銀行（親銀行）との連携によるIPO・PO及びM&A推進
- ・IFA部門／富裕層顧客獲得の促進、外債・ファンド等の投資ニーズへの的確な対応、  
民事信託の取扱い
- ・商品・サービスの増強、多様化／保険販売、証券担保ローン、財産診断サービス
- ・生産性革命／効率性を追求する店舗戦略、RPA・BPRやDXを活用した業務改善、人員の効率的配置・活用

### ② 新しいビジネスモデルの創生

#### 1) オルクドールソサエティ、オルクドールエコシステム

- ・スタートアップコミュニティなどやオルクドール会員に対し、当社が主導する横断的なコミュニティを創設
- ・当コミュニティにおけるビジネスマッチングにより、新たなビジネス機会を創出
- ・「資産」「ビジネス」「健康」「趣味」に関連する富裕層ビジネス企業と相互送客可能なエコシステムを構築
- ・富裕層のあらゆるニーズに対応する商品・サービス（コンサルティング）の品揃えを充実

#### 2) 地銀サポートプログラム

- ・地方銀行を3グループに分け、個別行ごとに事業協働戦略を提案、実現
- ・提携親銀行向け：富裕層や法人ビジネスの拡大、デジタル分野での協働、個別の連携から包括提携へ発展
- ・証券子会社を持つ地方銀行向け：ニーズに合わせた商品提供、専門人材の育成・教育
- ・証券子会社を持たない地方銀行向け：金融商品仲介スキーム等による証券業務参入支援、商品・サービス提供
- ・資金運用ニーズに対する有価証券運用パッケージの提案、デリバティブ取引の提供など

### 3) 東海東京デジタルワールド

- ・資産管理アプリ「おかねのコンパス」を通じ、地方銀行の他、事業会社とも共同事業化を追求
- ・スマホ専業証券を2021年夏～秋を目途に開業予定。  
商品・機能における他社との差別化、優位性の確保に取り組む
- ・シンガポールのセキュリティ・トークン（以下、「ST」）取引所へ国内第1号となる不動産案件をSTとして上場、販売
- ・出資先との連携によるブロックチェーン技術の取り込み、地域通貨（デジタル通貨）の流通活用を展望

### 4) グレート・プラットフォーム

- ・当社グループの多様な伝統的プラットフォーム機能に加え、デジタル／FinTechのプラットフォーム機能を拡充中
- ・地方銀行や提携合弁証券、IFA業者の他、商社・電力・自動車・百貨店・大手小売などの事業会社ネットワークを取り込む計画
- ・巨大な事業基盤を獲得する機会として収益増強を推進

### ③ 経営計画最終年度における取組課題

- ・エース証券のTOB完了（3月）。関西戦略の推進、相乗効果による営業基盤拡大を図る
- ・総合金融グループとしての銀行機能の取り込みを計画。銀証連携によるシナジー効果を見込む
- ・資産運用機能を強化中。富裕層～地方銀行まで、各種運用ニーズに対する多様な商品・機能を提供
- ・多様な年金・保険機能として、保険ショップの活用・拡充により広範囲の顧客ニーズへ対応

### ④ 当社グループの後継者育成

- ・当社グループの後継者育成計画（サクセッションプラン）は、2017年より外部専門家のアドバイスを取り入れつつ、指名・報酬委員会及び社外取締役を含めて継続的に議論実施中
- ・第109期定時株主総会でのご承認を前提に、同計画の一環として東海東京フィナンシャル・ホールディングス、及び東海東京証券の代表取締役社長を交代し、グループ経営力の強化と次世代経営者の育成に取り組み

### ③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額278億77百万円、期末発行残高293億73百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額600億円、期末発行残高160億円）を行いました。

### ④ 企業集団の財産及び損益の状況

区分	連結会計年度 第106期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	百万円	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	百万円	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	百万円	第109期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	百万円
営業収益 (受入手数料)	85,261 (35,907)		64,772 (28,954)		61,694 (29,172)		69,362 (31,173)	
経常利益	20,939		932		700		12,548	
親会社株主に帰属する当期純利益	25,397		1,079		2,763		9,094	
1株当たり当期純利益		円 97.27		円 4.18		円 11.04		円 36.62
総資産 純資産	964,533 174,849	百万円	1,391,076 164,300	百万円	1,113,313 160,404	百万円	1,416,569 172,684	百万円

（注）「税効果会計に係る会計基準の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る主要な財務数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっていることから、総資産は965,621百万円から1,087百万円減少しております。

## ⑤ 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社28社及び関連会社16社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

## ⑥ 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	100.0 %	金融商品取引業
株式会社東海東京調査センター	50	100.0	金融商品取引業、情報サービス業
東海東京アセットマネジメント株式会社	50	100.0	金融商品取引業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル、 有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	250	100.0	コンサルティング業
東海東京アカデミー株式会社	50	100.0	教育・研修業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、 事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の 受託
株式会社E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店の事業
ピナクル株式会社	100	70.0	M&Aアドバイザリー業務
株式会社マネーコンパス・ジャパン	300	100.00	電子決済等代行業者
3.0証券準備株式会社	375	100.00	金融商品取引業（予定） 資金業（予定）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 115,000	100.0 %	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	情報サービス業、資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

(注) 2021年4月16日付でエース証券株式会社及び丸ハ証券株式会社は、当社の子会社になっております。

## ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
東海 東京 証券 株式 会 社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	百万円 59,494	百万円 206,114

## ⑦ 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所  
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所  
東海東京証券株式会社（愛知県、東京都など62店舗）  
株式会社東海東京調査センター（愛知県、東京都）  
東海東京アセットマネジメント株式会社（東京都）  
東海東京インベストメント株式会社（東京都）  
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社（愛知県、東京都）  
東海東京アカデミー株式会社（東京都）  
東海東京サービス株式会社（愛知県、東京都）  
東海東京ビジネスサービス株式会社（東京都）  
株式会社E T E R N A L（東京都、兵庫県など56店舗）  
ピナクル株式会社（東京都）  
株式会社マネーコンパス・ジャパン（東京都）  
3. 0証券準備株式会社（東京都）  
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)  
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)  
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc (米国・ニューヨーク市)  
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. (シンガポール)  
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd (シンガポール)
- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,442名 [424名]	前年度末比92名減 [—]
------	------------------	------------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。）であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内に外数で記載しております。
2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2021年3月末の人員は14名であります。

## ⑧ 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	24,500
	長期借入金	16,000
株式会社みずほ銀行	長期借入金	13,500
	短期借入金	3,000
株式会社横浜銀行	長期借入金	4,000
	短期借入金	3,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	4,000
	短期借入金	2,500
株式会社西日本シティ銀行	長期借入金	3,000
	短期借入金	3,000
株式会社山口銀行	長期借入金	3,000
	短期借入金	3,000
株式会社池田泉州銀行	長期借入金	2,000
	短期借入金	3,000
株式会社りそな銀行	長期借入金	1,000
	短期借入金	2,000
株式会社もみじ銀行	長期借入金	1,000
	短期借入金	2,000
株式会社七十七銀行	短期借入金	3,000
株式会社大垣共立銀行	短期借入金	3,000

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

## 2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数** 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数** 260,582,115株
- ③ 株主数** 48,358名
- ④ 大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,595,800	6.28
株式会社三菱UFJ銀行	12,016,853	4.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,406,600	3.38
三井住友海上火災保険株式会社	7,283,798	2.93
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	7,280,000	2.93
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.82
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.26
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.93
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.77
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口）	3,461,000	1.39

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式 12,218,314株があります。

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 最高経営責任者 (代表取締役)	石田建昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取副締役社長 (代表取締役)	川本公英	グループ最高情報責任者 (グループCIO) 兼ITグループ担任
取副締役社長	*佐藤昌孝	総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌
取締役	水野一郎	取締役会議長
取締役	藤原洋	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO 株式会社チェンジ 取締役 株式会社スカパーJSATホールディングス 取締役 株式会社インターネット総合研究所 代表取締役所長
取締役(監査等委員)	*大野哲嗣	
取締役(監査等委員)	井上恵介	麻布経済研究所 代表 カーディフ損害保険株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	*中山恒博	三井不動産株式会社 取締役
取締役(監査等委員)	*山崎穰一	

- (注) 1. ※の取締役は、2020年6月25日開催の第108期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、水野一郎、藤原洋、井上恵介、中山恒博及び山崎穰一の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、藤原洋、井上恵介、中山恒博及び山崎穰一の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
3. 2020年6月25日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、岡島真人、安田三洋、及び乾文男の3氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員) 大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員) 大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
6. 取締役佐藤昌孝氏は、2021年4月1日付で総合企画グループ、人事企画グループ、戦略企画グループ、ビジネス企画グループ、デジタル戦略グループ管掌となっております。
7. 取締役(監査等委員) 井上恵介氏は、2021年4月1日付で株式会社エトワール海渡取締役に就任しております。

## ② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役 2 名（社外取締役）及び監査等委員である取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			計
		金銭報酬		ストック・オプション	
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6 (3)	189 (33)	57 (—)	2 (—)	248 (33)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	7 (5)	62 (42)	— (—)	— (—)	62 (42)
計 (うち社外取締役)	13 (8)	251 (75)	57 (—)	2 (—)	310 (75)

- （注） 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。  
 2. 上記業績連動報酬等の額には、第109期定時株主総会に上程の取締役賞与支給の議案が承認された場合に支給予定の取締役賞与57,092千円が含まれております。  
 3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたが、特に指摘すべき点はありません。

## ⑤ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

### ① 業績指標の内容及びその選定理由

主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（R.O.E）を用いております。

### ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

自己資本利益率（R.O.E）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しています。

### ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値

経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」において、数値目標として自己資本利益率（R.O.E）の目標値を10%としており、当事業年度における実績値は5.6%であります。

## ⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項

株主との利害の一一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮詢したうえで、取締役会にて決定しています。

## ⑦ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は100百万円以内)	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

## ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### ① 決定方針の決定方法

社外取締役3名と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬内容の決定に関する方針について、2021年2月22日開催の取締役会において、決議しております。

## ② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下の通りです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給しております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「⑤ 取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載の通りです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2020年6月25日開催の取締役会において、代表取締役社長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからでありますが、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しています。

## ⑨ 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	水野一郎	取締役会 16回／16回 指名・報酬委員会 7回／7回	大手商社の長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、当社の経営に対して発言を行いました。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会議長として、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	藤原洋	取締役会 16回／16回	システム関連の企業経営者として豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社グループのデジタル戦略への取組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井上恵介	取締役会 16回／16回 監査等委員会 14回／14回	監査等委員会の委員長として、経営層との直接、間接による対話を積極的に働きかけ、大手金融機関での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、当社グループ戦略やガバナンス、リスクマネジメント等について、多角的な視点から広範囲に助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	中山恒博	取締役会 12回／12回 監査等委員会 10回／10回 指名・報酬委員会 5回／5回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。
取締役 (監査等委員)	山崎穰一	取締役会 12回／12回 監査等委員会 10回／10回 指名・報酬委員会 5回／5回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。

(注) 取締役(監査等委員)である中山恒博氏は、上記以外に、監査等委員に選任される以前に取締役として、取締役会に4回中4回出席しております。

## 4 会計監査人に関する事項

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	42百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、前事業年度の監査実績の分析と評価を行い、当事業年度の監査計画に基づく監査体制・監査日数等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新会計基準適用に関する助言業務及び顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等について対価を支払っております。

### ③ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd 及び Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### ④ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、2020年12月21日開催の監査等委員会において、会計監査の透明性確保等の観点から、「会計監査人のローテーション制度に関する基本方針」を決議いたしました。なお、導入時期につきましては、第110期定期株主総会に係る会計監査人の選任（再任・不再任）の決定手続きからの導入を予定しており、今後具体的な導入の方法を検討してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類等

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分		金額	区分		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	金額		流動負債	金額	
現金及び預金	83,589		トレーディング債権	379,293	
預託金	83,622		商取引債務	370,371	
顧客別預金	80,800		イニシャルデリバティブ債務	8,921	
その他の預託金	2,821		勘定引当債務	9,240	
トレードペイメント	588,098		見取り引当債務	11,555	
商品有価証券	583,391		引当引当債務	9,128	
デリバティブル	4,706		貸券債務	2,426	
信用取引	100,450		有価証券引当債務	368,671	
信用取引	34,362		現価引当債務	4,123	
信用取引	66,087		預受引当債務	364,547	
有価証券担保	407,829		入期引当債務	72,419	
借入有価証券担保	28,756		社定期限引当債務	12,626	
現先取引	379,072		1年以内引当債務	244,786	
立替入貸付	8,395		内払引当債務	16,000	
短期差入貸付	37,915		員員引当債務	17,510	
短期未収の流動資産	14,492		未賞役員引当債務	2,414	
その他貸倒引当	4,189		社長延税引当債務	2,283	
流动資産合計	△101	1,342,676	固定負債合計	57	6,214
固形固定資産			1,143,073		
建物	10,740		社員退職引当債務	11,863	
器具備	3,914		長期借入金引当債務	84,200	
土地	3,525		税金引当債務	1,290	
無形固定資産	3,300		労務債務引当債務	92	
のれん	5,594		福利厚生引当債務	163	
ソフトウエア	1,514		退職引当債務	2,566	
電話機	2,532		特種準備金	100,176	
その他投資	34		635		
投資その他の資産	1,513		新規支配	635	
投資有価証券	57,557		非新規支配	1,243,884	
長期差入保証金	48,155		資本準備金		
総資産合計	3,862	73,893	純資本		
退職給付に係る資産	35		資本剰余金	36,000	
その他貸倒引当	4,446		自己資本	24,587	
固定資産合計	1,423		その他他の包括利益	107,390	
資産合計	△364	1,416,569	その他の包括利益	△5,292	
			その他の有価証券評価差額勘定	162,685	
			為替換算調整累計額	1,490	
			退職給付に係る調整累計額	△571	
			その他の包括利益	1,967	
			新規株式予約	2,886	
			非新規株式予約	442	
			資本準備金	6,669	
			純資本合計	172,684	
			資本合計	1,416,569	

# 連結損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目		金額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	現 金 及 び 預 金	15,707	流 動 負 債	1年内返済予定の長期借入金	4,200
立 替 金	70		短 期 社 会	16,000	
短 期 貸 付 金	57,264		1年内償還予定の社債	17,510	
前 払 金	545		未 来 払 法 人 税	416	
前 払 費 用	329		未 来 払 人 費	1,521	
未 収 入 金	2,033		預 金 金	876	
未 収 収 益	276		受 取 金	189	
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	617		前 受 収	16	
流 動 資 産 合 計	76,844		受 取 当 債	341	
固 定 資 産			引 与 引 当 債	309	
有 形 固 定 資 産			員 賞 役 員 債	57	
建 物	3,455		デ リ バ テ ィ ブ の 債	1,073	
構 築 物	2,186		の う そ の 債	3	
工 具、器 具 及 び 備 品	24		固 定 負 債 合 計	42,515	
土 地	1,244		固 定 負 債 合 計		
無 形 固 定 資 産	0		無 形 固 定 資 産	54,568	
ソ フ ト ウ エ ア	1,261		合 計	97,083	
そ の 他	38		(純 資 産 の 部)		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,223		株 主 資 本		
投 資 有 価 証 券	124,551		資 本 本 剰 余 備 金	36,000	
関 係 会 社 株 式	10,426		資 本 本 剰 余 備 金	9,000	
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	87,549		そ の 他 資 本 本 剰 余 備 金	15,380	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	307		そ の 他 資 本 本 剰 余 備 金	24,380	
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	20,585		利 益 利 益 剰 余 備 金	52,515	
長 期 差 入 保 証 金	11		そ の 他 利 益 利 益 剰 余 備 金	26,789	
長 期 前 払 費 用	1,949		別 别 利 益 利 益 剰 余 備 金	25,725	
前 払 年 金 費 用	36		繰 越 利 益 利 益 剰 余 備 金	52,515	
緑 延 税 金 資 産	2,350		利 益 剰 余 金	△5,292	
そ の 他	824		自 株 主 資 本 合 計	107,602	
貸 倒 引 当 金	698		評 価 ・ 換 算 差 額		
固 定 資 産 合 計	△189		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	984	
資 产 合 计	129,269		評 価 ・ 換 算 差 額	984	
			新 株 予 約	442	
			純 資 産 合 計	109,030	
			負 債 純 資 産 合 計	206,114	

# 損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
営 関係会員業社受貸指取付配金導当利益金利息益計用費費費費費課れ他用計失益金貢益料他計用費損他計益益益益益計失損損計益											
営業収益合費用合										360 1,212 6,501 169	
営業費引関件一関件理										8,244	
営業不動産価税引當の金の費用合										9,784 476 4,583 2,505 1,012 554 331 4 316 635	
金営業融費用合										10,420 2,175	
営業外取業外配組使の収益費用合										622 1,550 1 278 38	
営業外債事業外發組の費用合										2,490	
営業外債事業外發組の費用合										40 9 1	
51										264	
特新投別利有予価約証券権益損売戻却入合										4 101	
特投別利有予価約証券損失売評却価合										42 15	
58										312	
税法引前税人税、人税、人税及調等純利税額計益										51 47	
税法引当前税人税、人税、人税及調等純利税額計益										98 213	

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村充男 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木達也 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村充男	印
--------------------	------------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平木達也	印
--------------------	------------	---

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	大野哲嗣	印
監査等委員	井上恵介	印
監査等委員	中山恒博	印
監査等委員	山崎穰一	印

(注) 監査等委員井上恵介、中山恒博及び山崎穰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下の通り実施いたします。

**2021年3月31日現在**の株主名簿に記載または記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

## 2021年3月期株主優待制度の内容

### ① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



### ② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



**2018年3月末時点の株主さまより**、100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日および9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

### ③ 発送日

定期株主総会終了後に発送します。

## ■ エース証券の株式公開買付の実施

当社は、エース証券（本社：大阪府）の完全子会社化を目的として、2021年2月15日から3月29日までの期間で株式公開買付を実施、2021年4月16日付でエース証券およびその子会社である丸八証券（本社：愛知県）が当社の連結子会社となりました。この子会社化は当社が現在取り組んでいる経営計画で掲げる戦略テーマの「同業他社M&A」「大都市圏」に則したもので、顧客基盤の拡大や中部地区、関東地区に次ぐ独自のビジネスモデルを展開するビッグマーケットの確保を目的としています。今後、事業シナジーを早期に創出するための施策を展開してまいります。



## ■ 社員が健康でいきいき長く働く環境作り

当社グループは社員一人ひとりの健康維持を経営の重要なテーマと位置付け、社員向け健康イベントの開催や、社員の健康意識の醸成などに取り組んでいます。このような取組みは外部からも評価いただいており、優良な健康経営を実践している法人を顕彰する「健康経営優良法人2021(大規模法人部門)」(経済産業省、日本健康会議)のほか、「スポーツエールカンパニー2021」(スポーツ庁)、「令和2年度東京都スポーツ推進企業」(東京都オリンピック・パラリンピック準備局)に、いずれも2年連続で認定されました。



## ■ 「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」の「S」評価取得

当社中核子会社である東海東京証券では、お客様のご意向や利益を重視し、お客様の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行しています。2021年2月、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」）による「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」（※）において、前回評価「A+」から「S」に引き上げられました。今後も「お客様本位の業務運営」のさらなる進展に努め、お客様の豊かなライフマネジメントの実現に貢献してまいります。

※銀行・証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況をR&Iが中立的な第三者の立場から5段階（SS・S・A・B・C）で評価するもの。



## 東海東京フィナンシャル・グループの優先すべき重要課題

当社グループは国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みを推進しています。

### SDGs宣言



東海東京フィナンシャル・グループは、国際連合が提唱する「SDGs」の趣旨に賛同し、経営理念である「金融機能の担い手として、お客さまの資産形成や資本の充実に貢献する」事業活動を通じて常にイノベーティブであるとともに、地域・人・地球環境を大切にし、持続可能な社会の実現を目指します。

優先すべき重要課題		主な取組み事例
<b>① 健康</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の皆さまや社員の健康促進と維持</li> <li>● 社員が健康で生き活きと働く環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康経営 CHO、健康経営推進協議会の設置</li> <li>● 医療相談サービス</li> <li>● スポーツ支援</li> </ul>
<b>② 教育と働き方</b>   	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な人材が多様な環境で活躍できる職場環境の整備</li> <li>● 社員の専門性向上のための教育支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人事制度改革</li> <li>● MBA取得制度、階層別研修</li> <li>● 専門分野の明確化と専門教育</li> <li>● シニア社員および女性社員の活躍推進</li> <li>● テレワーク・定時退社の促進</li> <li>● ハラスメント防止宣言</li> </ul>
<b>③ 金融イノベーション</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先進的な金融サービスの提供による多様化するニーズへの対応</li> <li>● 次世代層、資産形成層、デジタルシニア等へのサービス拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産管理アプリ「お金のコンパス」</li> <li>● スマホ専業証券</li> <li>● ブロックチェーン技術を活用したデジタル証券の上場準備</li> <li>● 証券担保ローン</li> </ul>
<b>④ 地域経済</b>   	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域経済の活性化、地方創生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有力地方銀行との連携強化による地方創生</li> <li>● 各種セミナー、イベントの開催</li> <li>● 事業承継サポート、M&amp;A仲介機能の強化</li> <li>● 東海東京財団を通じた地域社会への助成活動</li> </ul>
<b>⑤ 環境保全</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した持続可能な社会づくりの支援</li> <li>● CO<sub>2</sub>排出量削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンボンド発行支援者</li> <li>● 社会貢献型債券（グリーンボンド、ウォーター・ボンド）の取り扱い</li> <li>● 高効率照明・高効率空調への切替</li> <li>● 低燃費車への入替</li> </ul>

## CSRの基本的な考え方

当社グループは、本業である金融活動を通じて、世界経済を支える社会インフラとしての役割を果たすこと、そして企業市民として地域社会と共に歩み、さまざまなステークホルダーを尊重し良好かつ円滑な関係維持に努めることで、企業グループとしてのサステナビリティ（持続可能性）と中長期的な企業価値向上をめざします。

## 本業に基づいた社会貢献

### ■ 大学生向けの金融教育活動

名古屋、東京の4大学で寄附（提携）講座を開講しています。金融リテラシーの修得や資本市場に求められる証券会社の役割、業務を理解してもらうことを目的とし、実際の証券ビジネスを題材にした身近な話題を中心に、半期の講義に当社グループの役社員が講師として登壇しています。

### ■ 環境省「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」の登録発行支援者

東海東京証券は、環境省のグリーンボンド発行促進体制整備支援事業として創設された「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」に、発行支援者として登録されています。グリーンボンドを発行する企業や自治体は、当該登録発行支援者から発行支援を受けることで、通常の債券発行手続きに加えて要する外部コストの負担を軽減することができます。



GreenBond  
Platform

登録発行支援者

## 地域社会への取組み

### ■ 東海東京財団による地域貢献

当社グループの誕生15周年を記念して、2016年に一般財団法人東海東京財団を設立しました。本財団は、地域の将来を担う人材やグローバルに活躍できる人材の育成、また、地域社会における国際経済や社会の理解を促す機会の創出、文化・芸術振興などを通じて、地域社会の将来の発展に寄与することを目的としています。

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

# 株主総会会場ご案内図

日 時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

会 場

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング 30階ホール

（昨年と会場が変更となっておりますのでご注意願います。）



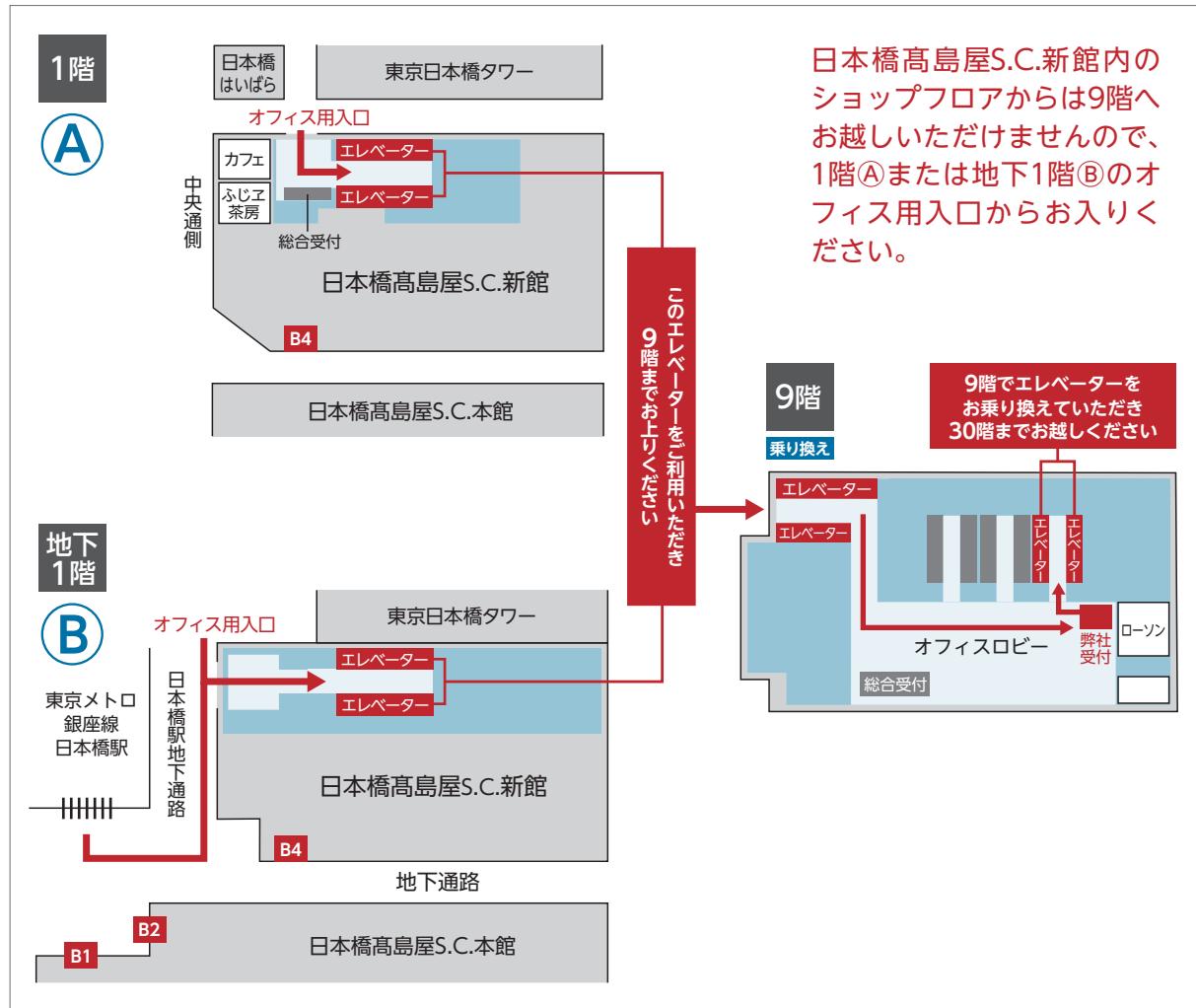
最寄り駅

- ・ 東京メトロ 銀座線・東西線「日本橋駅」直結
- ・ JR 「東京駅」八重洲北口より 徒歩約5分
- ・ 都営地下鉄 浅草線「日本橋駅」より 徒歩約2分

お願い  
・駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。  
・株主様へお配りするお土産はご用意しておりませんのでご了承ください。

## 日本橋高島屋三井ビルディング フロアご案内図

**(A) (B)** 各オフィス用入口よりエレベーターにて**9階までお上りください。**  
オフィスロビーにてエレベーターを**お乗り換えていただき、**  
**30階までお越しください。**



## インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の模様をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

配信日時 2021年6月25日（金）午前10時から

視聴方法 ライブ配信申し込み後、株主様ごとに発行されるURLからご視聴ください。

### ▶ ライブ配信申し込み手順

- ① スマートフォンまたはパソコン等から、下記のURLまたはQRコードにより、ライブ配信申込サイトにアクセスしてください。
- ② 同封の議決権行使書の上部に記載された株主番号、お名前、およびご自身で使用のメールアドレスを入力のうえ、お申し込みください。
- ③ 申込受付完了後、ご入力いただいたメールアドレスに株主総会視聴用URLが記載されたメールをお送りいたします。株主総会当日に必要になりますので大切に保管してください。
- ④ 株主総会当日は、上記視聴用URLよりご視聴ください。午前9時30分頃より視聴可能です。
- ⑤ 万が一、「株主総会視聴用URLが記載されたメール」を紛失された場合には、再度お申し込みください。

#### ■ ライブ配信申込サイト

<https://j-entry.gostream.jp/entry/seminars/view/OwHtremTwa>



#### ■ ライブ配信申込受付期間

招集ご通知ご到着後から2021年6月25日（金）午前9時まで

ライブ配信申込QRコード

- ライブ配信をご視聴いただく株主様は、株主総会に出席するものではなく、株主総会当日に、ご質問、動議の提出、および議決権の行使を行うことはできません。  
事前にインターネットまたは画面により、議決権を行ないますようお願いいたします。（5頁から7頁ご参照）。
- 推奨視聴環境については、上記の申込サイトに記載しておりますので、視聴前に必ずご確認ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度）等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴のお申込み後にお送りした視聴用URLは株主様限定のものですので、第三者への提供は固くお断りします。また、1名様につき1端末でご利用ください。
- ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどの公開は固くお断りします。
- ライブ配信の運営に変更が生じた場合、やむを得ずライブ配信を行うことができなくなった場合には、当社のウェブサイト（<https://www.tokaitokyo-fh.jp/>）にてお知らせいたします。
- 株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくためのプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- 株主総会終了後1週間を目途に、上記当社のウェブサイトにて株主総会での事業報告の模様をオンデマンドにより配信いたします。



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

